

目指せ！全問正解

江戸川区　計画相談支援　初心者フォローアップ研修

確認ドリル（相談支援編）

回答例

**問１**空欄に正しい言葉を記入してください。

（法律上のサービス等利用計画の位置づけ）

市町村は、（中略）サービス等利用計画案の提出があった場合には、第一項の厚生労働省令で定める事項及び当該サービス等利用計画案を　勘　案　して支給要否決定を行うものとする。

**問２**組合せが誤りのものをすべて○で囲んでください。

１　障害者が生活介護、居宅介護、移動支援を利用するとき　……特定相談支援

　障害者が移動支援のみ利用するとき　　　　　　　　　　……特定相談支援　→地活のみは不要

　障害児が児童発達支援のみを利用するとき　　　　　　　……計画必要なし　→児

４　障害児が放課後等デイサービス、短期入所を利用するとき……障害児相談支援

　障害児が居宅介護、移動支援を利用するとき　　　　　　……障害児相談支援→特

**問３**左のカタカナ語と、右の意味を正しくつなぎ合わせてください。

ストレングス　・　　・当事者が自身の力を自覚して行動できるよう援助すること

アドボカシー　・　　・権利擁護

エンパワメント・　　・障害者自身が本来持っている力

**問４**次の文章には、不適切なことが書かれています。どのようにしたら適切か　又は　なぜ適切ではないのか　のいずれかを述べてください。

1. 利用者及び家族の生活に対する意向（希望する生活）欄

×利用者と家族の生活は密接に関連しているので、両者の意向は区分して記入するよりも、一体的に記入するのが望ましい。

　→○**家族の意向を記載する場合、利用者の意向と明確に区別し誰の意向か明示する。**

（参考）

　　　・こうやって生活したい、という利用者の希望する生活の全体像を記載する欄。

・「安定的な生活をしたい」などの抽象的な表現は避け、できるだけ利用者の言葉で「○○がしたい」「○○が必要なため」と具体的に記載する。

(2)　利用者及び家族の生活に対する意向（希望する生活）欄

　　×利用者は意思表示が困難であるため、家族が代弁したことを利用者が言ったものとして記入した。

　→○**利用者が意思表示困難な場合、その旨を記載した上で、家族の誰の意向であるかを明記する。**

(3)　サービス判断

×介護者不在の時間帯ができるため、自宅リビングにてDVDを見て過ごしてほしいと保護者から要望があったため、そのまま居宅介護（身体介護）として位置付けた。

　→○**単なる見守りは、居宅介護（身体介護）では認められない。排せつ介助、水分補給、突発的行動の静止など必要な事項を明らかにし、身体介護と位置づけることが必要。**

(4)　計画の組立て方

　　×利用者の不利益とならないよう、実際に使うよりも多めの支給量を盛り込んだ。

　→○**計画に記載する支給量は、実際に使う見込みのある範囲内で記載する。**

**状況や環境等の変化により、支給量の増加が見込まれる場合は、支給決定係に相談の上、指示があれば計画の変更により支給量増の手続きを行う。**

(5)　計画の組立て方

　　×使えるサービスは全て計画に盛り込んだ。

　→○**利用者のストレングスの尊重や、家族等の介護者の介護力を踏まえながら、自立を支援していく観点も盛り込んで検討することが必要。**

(6)　計画の組立て方

　　×サービス提供事業所に聞いた支援内容をそのまま計画に盛り込んだ。

　→○**サービス提供事業所の説明をなぞるだけでは、ケアマネジメントが機能しているといえない。不適切な支援を行っていないか、必要な支援を行っているか、これまでに事故やトラブルはなかったか、など多角的な目線でチェックすることが必要。**

(7)　モニタリング

　　×モニタリング該当月だが、新規の計画作成の依頼が多いので、モニタリングは実施しないこととした。

　→○**モニタリング頻度は、利用者の状況等必要性に応じて決定していることから、該当月には実施が原則。もっとも、利用者の状況等を勘案し、モニタリング実施月を移動することは可能なため、その場合は支給決定係に事前に相談する。**

 お疲れさまでした ｍ（\_ \_ ）m